

令和 7 年 1 2 月 定例会

議 案 説 明 資 料
予算に関する説明書
(令和 7 年度 1 2 月 補正予算等関係)

教 育 委 員 会

* トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和7年12月定例会 議案説明資料目次

教育委員会

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件 名	課名等	頁
第1号	令和7年度鳥取県一般会計補正予算（第6号）		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 教育総務課 教育環境課 教育センター 小中学校課 特別支援教育課 生徒支援・教育相談センター 図書館 人権教育課 博物館 体育保健課	3 4 5 7 9 10 11 12 13 14 15
	2 歳入歳出事項別明細書		16
	3 繼続費に関する調書	教育環境課	17
	4 債務負担行為に関する調書	教育総務課ほか	18

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件 名	課名等	頁
第15号	義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例	教育人材開発課	20

議案説明資料総括表

教育委員会(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳					備考
				国 支 出	庫 金	起 債	そ の 他	一 般 財 源	
(一般会計)									
教育総務課	302,691		302,691						
教育環境課	4,029,818	17,730	4,047,548			<7,500>	15,000		2,730
教育センター	2,374,600		2,374,600						
小中学校課	186,783	4,000	190,783						4,000
特別支援教育課	415,393		415,393						
生徒支援・教育相談センター	128,823		128,823						
図書館	355,766		355,766						
人権教育課	320,120		320,120						
博物館	219,427		219,427						
体育保健課	804,768		804,768						
合計	64,058,790	21,730	64,080,520			<7,500>	15,000		6,730 県費負担 14,230

(注) 起債の上段<>書きは交付税措置額を除いた金額である。

県費負担額は起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

(一般会計)	
教育総務課	[債務負担行為] 教職員健康管理事業費
教育環境課	教育施設營繕費 [債務負担行為] 教育財産管理事業費
教育センター	[債務負担行為] ICT環境整備事業 [債務負担行為] 教育センター管理運営費
生徒支援・教育相談センター	[債務負担行為] 不登校児童生徒のつながり・学びの充実推進事業
小中学校課	(新) とっとりの「学ぶ力」パワーアップ事業
特別支援教育課	[債務負担行為] 県立特別支援学校通学支援事業
図書館	[債務負担行為] 図書館運営費
人権教育課	[債務負担行為] 獎学金債権回収事業
博物館	[債務負担行為] 博物館運営費
体育保健課	[債務負担行為] 学校保健教育指導費

令和7年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

3目 教職員人件費

教育総務課（電話：7504）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
教職員健康管理事業費	61,521	〔債務負担行為 47,431〕 0	〔債務負担行為 47,431〕 61,521				〔債務負担行為 47,431〕	
トータルコスト	補正前：86,748千円（4.9人）、補正：789千円（0.1人）、計：87,537千円（5.0人）							

1 事業の目的、概要

労働安全衛生法、学校保健安全法等の規定に基づき、教職員の疾病の早期発見と生活習慣病の予防等のため、健康診断を年度当初から計画的に実施するため、債務負担行為を設定する。

2 主な事業内容

- (1) 定期健康診断（全教職員）
- (2) 胃検診、特定業務事業者健診（一部該当者）
- (3) 肝炎検査（特別支援学校職員等一部該当者）ほか

（対象者）

教職員 約2,900人（臨時の任用職員、会計年度任用職員を含む。）

令和7年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1 項 教育総務費

6 目 教育財産管理費

教育環境課 (内線: 7946)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
教育施設營繕費	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>継続費</td></tr><tr><td>50,248</td></tr></table> 1,891,579	継続費	50,248	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>継続費</td></tr><tr><td>50,248</td></tr></table> 17,730	継続費	50,248	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>継続費</td></tr><tr><td>43,000</td></tr><tr><td><7,500></td></tr><tr><td>15,000</td></tr></table> 1,909,309	継続費	43,000	<7,500>	15,000				<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>継続費</td></tr><tr><td>7,248</td></tr></table> 2,730	継続費	7,248	県費負担 10,230
継続費																		
50,248																		
継続費																		
50,248																		
継続費																		
43,000																		
<7,500>																		
15,000																		
継続費																		
7,248																		
トータルコスト	補正前: 1,965,976千円 (10.0人) 、補正: 18,519千円 (0.1人) 、計: 1,984,495千円 (10.1人)																	

1 事業の目的、概要

鳥取聾学校に設置しているエレベーターの更新及び境港総合技術高等学校の陸電設備の更新を行う。また、工期が令和8年度に跨るため、継続費を設定する。

2 主な事業内容

区分	内容	予算額		
		令和7年度	令和8年度	合計
鳥取聾学校エレベーター更新業務 (継続費)	当該エレベーター（2基）は長寿命化計画において、令和14～15年度に更新予定だったが、製造社から修理用部品の製造中止が発表されていることから、時期を前倒して更新する。 更新に使用する部品は受注生産品であり、契約締結してから完成まで約6ヶ月を要することから、令和8年度の夏季休業中に更新するため、継続費を設定する。	7,104	16,579	23,683
境港総合技術高等学校陸電設備更新工事 (継続費)	港に停泊中の船舶に電力を供給するための陸電設備について、既存の陸電設備では、現在建造中の実習船（令和8年度中に完成予定）に対し、十分な電力を供給できないため更新する。 更新の対象となっている変圧器は経済産業省の通達により令和8年4月から新規格の製品を使用することが義務付けられているが、全国的に需給がひっ迫しており発注してから納品まで約1年を要することから、継続費を設定する。	10,626	15,939	26,565

3 スケジュール

○鳥取聾学校エレベーター更新業務

- ・令和7年12月～令和8年1月 発注準備・契約
- ・令和8年2月～令和8年7月 部品製造
- ・令和8年8月～令和8年9月 更新作業

○境港総合技術高等学校陸電設備更新工事

- ・令和7年12月～令和8年1月 工事発注準備・契約
- ・令和8年2月～令和9年1月 部品製造
- ・令和9年2月～令和9年3月 更新工事

(注)記載欄の（ ）書きは交付税措置額を除いた額である。

県費負担額は、記載欄の（ ）書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和7年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1 項 教育総務費

6 目 教育財産管理費

教育環境課 (内線: 7913)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
〔債務負担行為〕教育財産管理事業費	216,774	〔債務負担行為 52,083〕 0	〔債務負担行為 52,083〕 216,774				〔債務負担行為 52,083〕	
トータルコスト	補正前: 249,899千円 (4.2人) 、補正: 789千円 (0.1人) 、計: 250,688千円 (4.3人)							

1 事業の目的、概要

県立学校等の教育財産を管理するため、エレベーター保守点検業務について債務負担行為を設定し、複数年契約を締結する。

2 債務負担行為の期間

令和8年度から令和10年度まで

3 債務負担行為限度額

委託料 52,083千円

(内訳)

令和8年度 17,361千円

令和9年度 17,361千円

令和10年度 17,361千円

令和7年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1 項 教育総務費

2 目 事務局費

教育センター（電話：0857-28-2387）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳			備考
				国庫支出金	起債	その他	
[債務負担行為] I C T 環境整備事業	[債務負担行為] 1,127,489 1,112,945	[債務負担行為] 505,130 0	[債務負担行為] 1,632,619 1,112,945				[債務負担行為] 505,130
トータルコスト	補正前：1,155,535千円（5.4人）、補正：789千円（0.1人）、計：1,156,324千円（5.5人）						

1 事業の目的、概要

令和8年8月末までリース中の県立学校用サーバ及びネットワーク機器について更新を行う。また、年度ごとの経費の平準化を図るため、債務負担行為を設定し複数年契約を締結する。

2 債務負担行為の期間

令和8年度から令和13年度まで

3 債務負担行為限度額

使用料及び賃借料 505, 130千円

(内訳)

令和8年度 58, 932千円

令和9年度 101, 026千円

令和10年度 101, 026千円

令和11年度 101, 026千円

令和12年度 101, 026千円

令和13年度 42, 094千円

令和7年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1 項 教育総務費

8 目 教育センター費

教育センター（電話：0857-28-2321）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳			備考
				国庫支出金	起債	その他	
[債務負担行為] 教育センター管理運営費	57,704	〔債務負担行為 1,077〕 0	〔債務負担行為 1,077〕 57,704				〔債務負担行為 1,077〕
トータルコスト	補正前：69,264千円（2.6人）、補正：789千円（0.1人）、計：70,053千円（2.7人）						

1 事業の目的、概要

教育センターの維持管理・運営に要する経費のうち、自家用電気工作物の保守管理業務を委託するにあたり、業務水準の向上及び経費節減を目的として、債務負担行為を設定し複数年契約を行う。

2 債務負担行為の期間

令和8年度から令和10年度まで

3 債務負担行為限度額

委託料 1,077千円

(内訳)

令和8年度 359千円

令和9年度 359千円

令和10年度 359千円

令和7年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1 項 教育総務費

4 目 教育連絡調整費

生徒支援・教育相談センター（電話：0857-28-2321）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為] 不登校児童生徒のつながり・学びの充実推進事業	17,186	〔債務負担行為 558〕 0	17,186				〔債務負担行為 558〕	
トータルコスト	補正前：93,775千円（16.8人）、補正：789千円（0.1人）、計：94,564千円（16.9人）							

1 事業の目的、概要

中・西部地区に設置している教育支援施設（中部ハートフルスペース、西部ハートフルスペース）の維持管理・運営に要する経費のうち、機械警備業務を委託するにあたり、業務の向上及び経費節減を目的として、債務負担行為を設定し複数年契約を行う。

- 中部ハートフルスペース
倉吉市上井503番地1（旧河北中学校敷地内若鮎会館）
鉄骨2階建て 延べ面積350m²
- 西部ハートフルスペース
米子市祇園町2丁目242-88（旧米子警察署署長公舎）
鉄筋コンクリート2階建て 延べ面積102.4m²

2 債務負担行為の期間

令和8年度から令和10年度まで

3 債務負担行為限度額

委託料 558千円

（内訳）

- | | |
|--------|-------------------------|
| 令和8年度 | 186千円（中部：106千円、西部：80千円） |
| 令和9年度 | 186千円（中部：106千円、西部：80千円） |
| 令和10年度 | 186千円（中部：106千円、西部：80千円） |

令和7年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

4目 教育連絡調整費

小中学校課（内線：7959）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)とっとりの「学ぶ力」パワーアップ事業	0	4,000	4,000				4,000	
トータルコスト	補正前：0千円（0.0人）、補正：6,367千円（0.3人）、計：6,367千円（0.3人）							

1 事業の目的、概要

令和7年度全国学力・学習状況調査の結果において、小・中学校とも全教科において平均正答率が全国平均を下回ったことから、新たな学力向上検討会議を立ち上げ、「全国学力・学習状況調査」や「とっとり学力・学習状況調査」の結果を分析し、本県の課題や今後の方向性について、様々な専門家の声を聞き、対策を実践していく。

また、今回の調査から喫緊の課題であると考えられる「基礎学力の定着」の実現に向けて、「学年末到達度確認問題」を作成し、C B T方式によって実施することにより、更なる定着・徹底を図る。

※C B T方式とは・・・調査問題や解答を電子機器を用いて実施する方法

2 主な事業内容

区分	内容	予算額
学力向上対策・推進に向けた体制整備	学力向上に向けた新たな対策会議を立ち上げ、様々な分野の専門家から御意見をいただき、全国学力・学習状況調査やとっとり学力・学習状況調査の課題を分析し、学力向上に向けた取組の実践につなげていく。 また、学力向上対策推進の核となる府内プロジェクトチームを立ち上げ、計画立案や取組の進捗管理など実効性のある取組を県教育委員会と市町村教育委員会が連携して推進する。	100
「学年末到達度確認問題」をC B T方式で実施	1年間で学習したことが児童生徒に身に付いているかを総点検するため、全国学力・学習状況調査の過去問題やこれまで県教育委員会が作成した問題をベースとした「学年末到達度確認問題」を、小学5年生及び中学2年生を対象にC B T方式で実施する。	3,900
合計		4,000

令和7年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1 項 教育総務費

5 目 教育振興費

特別支援教育課 (内線: 7924)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為] 県立特別支援学校通学支援事業	269,541	(債務負担行為 375,202) 0	(債務負担行為 375,202) 269,541				(債務負担行為 375,202)	
トータルコスト	補正前: 297,934千円 (3.6人) 、補正: 789千円 (0.1人) 、計: 298,723千円 (3.7人)							

1 事業の目的、概要

県立特別支援学校に通学する児童生徒のための通学バス運行管理について、令和8年度当初から通学バスを運行する必要があることから、令和7年度内に受託業者を決定し、運行ルートの調整や車両確保などの準備期間を設けるため、債務負担行為を設定する。

また、県立鳥取養護学校通学バス3台について、令和7年度末でリース期間が満了となることから、令和9年3月から車両のリース契約手続きを行うため債務負担行為を設定する。(令和8年度は再リースで対応)

2 主な事業内容

区分	内容	予算額
県立特別支援学校通学バス運行管理委託	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取養護学校、皆生養護学校 (安倍コース除く) 令和8年4月1日から令和11年3月31日 (3年間) 白兎養護学校、倉吉養護学校、皆生養護学校 (安倍コースのみ)、米子養護学校 (車両本体リース料込みの委託) 令和8年4月1日から令和9年3月31日 (1年間) <p>※乗車児童生徒数増により2便を大型化。 ※西部地区の児童生徒数増に伴い、コースを新設 (1便増)。</p>	(債務負担行為) 324,802
県立鳥取養護学校通学バス車両リース	鳥取養護学校通学バス車両のリース料 令和9年3月1日から令和16年2月28日 (84ヶ月)	(債務負担行為) 50,400

令和7年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

6項 社会教育費

2目 図書館費

図書館 (0857-26-8155)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為] 図書館運営費	[債務負担行為 8,084] 303,602	[債務負担行為 60,182] 0	[債務負担行為 68,266] 303,602				[債務負担行為 60,182]	
トータルコスト	補正前: 438,696千円 (22.8人) 、補正: 789千円 (0.1人) 、計: 439,485千円 (22.9人)							

1 事業の目的、概要

県立図書館の各種維持管理業務について、令和8年度以降の契約の締結に必要となる債務負担行為を設定する。

2 主な事業内容

区分	予算額					
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	計
清掃業務	31,730	-	-	-	-	31,730
機械警備業務	146	146	146	-	-	438
中央集塵装置保守業務	326	326	326	-	-	978
庭園管理業務	1,510	1,510	1,510	-	-	4,530
防水扉保守業務	215	215	215	-	-	645
自動扉保守業務	780	780	780	-	-	2,340
小荷物昇降機保守業務	406	406	406	-	-	1,218
自動制御設備保守業務	1,430	1,430	1,430	-	-	4,290
エレベーター保守点検業務	3,050	3,050	3,050	-	-	9,150
芳香器及び便器洗浄器 賃貸借業務	151	151	151	-	-	453
閲覧室貸鉢植賃貸借業務	435	435	435	-	-	1,305
映像録音資料館内 視聴覚機器賃貸借	621	621	621	621	621	3,105
合計	40,800	9,070	9,070	621	621	60,182

令和7年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

7目 育英奨学事業費

人権教育課 (内線: 7516)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為]奨学資金 債権回収事業		<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">債務負担行為 債権回収額1,000円 当たり303円を乗じて得た額</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">債務負担行為 債権回収額1,000円 当たり303円を乗じて得た額</div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">債務負担行為 債権回収額1,000円 当たり303円を乗じて得た額</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">債務負担行為 債権回収額1,000円 当たり303円を乗じて得た額</div> </div>					
トータルコスト	補正前: 26,370千円 (4.5人) 、補正: 789千円 (0.1人) 、計: 27,159千円 (4.6人)							

1 事業の目的、概要

鳥取県教育委員会が所管する奨学金の返還金について、債権回収の効率化を図るため、債権回収業務を委託する。なお、定期的・継続的な督促、約束履行監視等、効果的な回収につなげるため、債務負担行為を設定し、年度当初から業務を開始しやすい環境を整える。

2 債務負担行為の期間

令和8年度

3 債務負担行為額

委託料 債権回収額1,000円当たり303円を乗じて得た額

令和7年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

6 項 社会教育費

3 目 博物館費

博物館（電話：0857-26-8042）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【債務負担行為】博物館運営費	122,206	〔債務負担行為 14,553〕 0	〔債務負担行為 14,553〕 122,206				〔債務負担行為 14,553〕	
トータルコスト	補正前：192,261千円（14.1人）、補正：789千円（0.1人）、計：193,050千円（14.2人）							

1 事業の目的、概要

博物館の設備等の保守点検業務及び施設等の維持管理業務について、経費削減を目的として複数年契約を行うため、債務負担行為を設定する。

2 主な事業内容

区分	予算額			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	計
エレベーター保守点検業務	1,834	1,834	1,834	5,502
冷温水発生機保守点検業務	2,222	2,222	2,222	6,666
冷温水発生機ばい煙測定業務	229	229	229	687
空気環境測定業務	286	286	286	858
貯水槽点検清掃業務	280	280	280	840
合計	4,851	4,851	4,851	14,553

令和7年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

7項 保健体育費

1目 保健体育総務費

体育保健課 (内線: 7923)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳			備考								
				国庫支出金	起債	その他									
[債務負担行為]学校保健教育指導費	99,558	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>債務負担行為</td></tr><tr><td>20,615</td></tr></table> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>債務負担行為</td></tr><tr><td>20,615</td></tr></table>	債務負担行為	20,615	債務負担行為	20,615	0	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>債務負担行為</td></tr><tr><td>20,615</td></tr></table>	債務負担行為	20,615			<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>債務負担行為</td></tr><tr><td>20,615</td></tr></table>	債務負担行為	20,615
債務負担行為															
20,615															
債務負担行為															
20,615															
債務負担行為															
20,615															
債務負担行為															
20,615															
トータルコスト	補正前: 109,811千円 (1.3人) 、補正: 789千円 (0.1人) 、計: 110,600千円 (1.4人)														

1 事業の目的、概要

学校保健安全法に基づき、毎学年6月30日までに県立学校の児童生徒等の健康診断を実施しなければならないため、前年度中に契約を締結しておく必要があることから、債務負担行為を設定する。

2 主な事業内容

外部の検査機関に委託する検査の実施 20,615千円 (期間: 令和8年度)

- ・心臓検診 (心電図検査)
- ・結核検診 (胸部エックス線検査 (1次) 、精密検査 (2次))
- ・尿検査

令和7年度 一般会計補正予算(第6号)歳入歳出事項別明細書(教育委員会)

(単位:千円)

款項目 節別	10款 教育費												
	補正前	補正額	補正後	1項 教育総務費			4目 教育連絡調整費			6目 教育財産管理費			
				補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報酬	2,370,875		2,370,875	604,632		604,632	9,282		9,282				
2 給料	25,798,948		25,798,948	499,410		499,410							
3 職員手当等	15,690,507		15,690,507	566,393		566,393							
4 共済費	8,835,305		8,835,305	371,235		371,235							
5 災害補償費													
6 恩給及び 退職年金	8,560		8,560	8,560		8,560							
7 報償費	132,156	100	132,256	100,308	100	100,408	64,071	100	64,171				
8 旅費	472,649		472,649	237,936		237,936	155,907		155,907	700		700	
費用弁償	79,529		79,529	32,739		32,739	3,280		3,280				
普通旅費	339,929		339,929	161,050		161,050	127,171		127,171	700		700	
特別旅費	53,191		53,191	44,147		44,147	25,456		25,456				
9 交際費	300		300	300		300							
10 需用費	1,074,029		1,074,029	750,818		750,818	619,814		619,814	81,918		81,918	
11 役務費	267,701		267,701	191,662		191,662	80,999		80,999	1,232		1,232	
12 委託料	1,874,542	11,004	1,885,546	1,013,600	11,004	1,024,604	100,675	3,900	104,575	395,256	7,104	402,360	
13 使用料及び 賃借料	1,277,778		1,277,778	1,134,963		1,134,963	132,726		132,726	21,889		21,889	
14 工事請負費	2,384,731	10,626	2,395,357	2,057,677	10,626	2,068,303				2,025,880	10,626	2,036,506	
15 原材料費	10,561		10,561										
16 公有財産 購入費													
17 備品購入費	240,705		240,705	106,498		106,498	93,069		93,069				
18 負担金、補助金 及び交付金	3,363,484		3,363,484	2,824,561		2,824,561	1,411,319		1,411,319	2,007		2,007	
19 扶助費	88,481		88,481	88,331		88,331							
20 貸付金	1,512		1,512	1,512		1,512							
21 補償、補填 及び賠償金	4,827		4,827	4,822		4,822	4,717		4,717				
22 債還金、利子 及び割引料	20,167		20,167	20,167		20,167							
23 投資及び 出資金													
24 積立金	144,375		144,375	144,375		144,375							
25 寄付金													
26 公課費	381		381	381		381				381		381	
27 繰出金	216		216	216		216							
予備費													
計	64,062,790	21,730	64,084,520	10,724,357	21,730	10,746,087	2,672,579	4,000	2,676,579	2,529,263	17,730	2,546,993	
財 源	国庫支出金	11,065,410		11,065,410	1,537,091		1,537,091	1,337,981		1,337,981			
	地方債	2,118,000	15,000	2,133,000	1,704,000	15,000	1,719,000				1,661,000	15,000	1,676,000
内 訳	その他の 一般財源	2,694,136		2,694,136	1,365,219		1,365,219	116,579		116,579	36,281		36,281
		48,181,244	6,730	48,187,974	6,118,047	6,730	6,124,777	1,218,019	4,000	1,222,019	831,982	2,730	834,712

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

追加

款	項	事業名	全体計画						前前年度 末までの 支出額	前年度末 までの支 出(見込) 額	当該年度 末までの 支出予定 額	当該年度 末までの 支出予定 額	翌年度以 降支出予 定額	継続費の 総額に対 する進捗 率						
			年度	年割額	左の財源内訳			一般財源												
					特定財源		その他													
10教育費	01教育総務費	教育施設營繕費(鳥取聾学校エレベーター更新業務)	7	千円 7,104	千円 6,000	千円 1,104			千円 7,104	千円 7,104	千円 7,104	千円 7,104	千円 30.0							
			8	16,579	14,000	2,579						16,579	70.0							
			計	23,683	20,000	3,683			7,104	7,104	7,104	16,579	100.0							
10教育費	01教育総務費	教育施設營繕費(境港総合技術高等学校陸電設備更新工事)	7	10,626	9,000	1,626			10,626	10,626	10,626		40.0							
			8	15,939	14,000	1,939						15,939	60.0							
			計	26,565	23,000	3,565			10,626	10,626	10,626	15,939	100.0							

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			備考
			期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
令和7年度 教職員健康管理事業費	教育総務課	千円 47,431		千円	令和8年度	千円 47,431	千円	千円	千円 47,431	教職員健康診断業務
令和7年度 教育財産管理事業費	教育環境課	52,083			令和8年度から 令和10年度まで	52,083			52,083	県立学校エレベーター保守点検業務
令和7年度 教育センター管理運営費	教育センター	1,077			令和8年度から 令和10年度まで	1,077			1,077	自家用電気工作物保守管理業務
令和7年度 不登校児童生徒のつながり・学びの充実推進事業	生徒支援・教育相談センター	558			令和8年度から 令和10年度まで	558			558	機械警備業務
令和7年度 県立特別支援学校通学支援事業	特別支援教育課	375,202			令和8年度から 令和15年度まで	375,202			375,202	通学バス運行管理業務及び車両リース
令和7年度 奨学資金債権回収事業	人権教育課	債権回収額1,000円 当たり303円を乗じて 得た額			令和8年度	債権回収額1,000円 当たり303円を乗じて 得た額			債権回収額1,000円 当たり303円を乗じて 得た額	債権回収業務委託
令和7年度 博物館運営費	博物館	14,553			令和8年度から 令和10年度まで	14,553			14,553	エレベーター保守点検業務等
令和7年度 学校保健教育指導費	体育保健課	20,615			令和8年度	20,615			20,615	県立学校の児童生徒等の健康診断料

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変更分

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			備考
			期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
令和7年度 ICT環境整備事業	教育センタ一	補正前	千円 1,127,489		千円 令和8年度から 令和14年度まで	千円 1,127,489	千円	千円	千円 1,127,489	
		補正	505,130		令和8年度から 令和14年度まで	505,130				505,130 県立学校用サー バ及びネットワー ク機器更新
		補正後	1,632,619		令和8年度から 令和14年度まで	1,632,619			1,632,619	
令和7年度 図書館運営費	図書館	補正前	8,084		令和8年度から 令和12年度まで	8,084			8,084	
		補正	60,182		令和8年度から 令和12年度まで	60,182			60,182 清掃業務等	
		補正後	68,266		令和8年度から 令和12年度まで	68,266			68,266	

条例名等	義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例
提出理由 由及 び概 要	<p>1 提出理由</p> <p>(1) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）の一部が改正され、教職調整額の額が引き上げられるとともに指導改善研修被認定者はその支給対象外とされたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(2) 教育公務員特例法の一部が改正され、義務教育等教員特別手当が校務類型に応じて支給するものとされたことに伴い、多学年学級担当手当を廃止する等、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正</p> <p>ア 教育職員のうち、職務の級が給料表の1級、2級又は特2級である者に対して支給する教職調整額の額を給料月額の100分の10（現行 給料月額の100分の4）に相当する額とする。</p> <p>イ 指導改善研修（※1）被認定者について教職調整額の支給の対象外とし、時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給の対象とする。</p> <p>※1 児童等に対する指導が不適切であると認定した教員に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために行う研修（原則1年を超えない範囲）。</p> <p>(2) 職員の給与に関する条例の一部改正</p> <p>ア 教職調整額の支給の対象とならない管理職の教育職員に対する給料月額に4,000円を加算する。</p> <p>イ 義務教育等教員特別手当について人事委員会規則で定める校務類型に応じて支給することとともに、当該手当の支給の上限額を8,600円（現行 8,000円）とする。（※2）</p> <p>ウ その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>※2 人事委員会規則により、一律に支給される義務教育等特別手当を1/3縮減とし、学級を担任する業務を行う者に担任手当を加算して支給する。</p> <p>(3) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正</p> <p>ア 多学年学級担当手当を廃止する。（※3）</p> <p>イ 教員特殊業務手当において、学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務のうち児童等に対する緊急の補導業務に対して支給する手当を廃止するとともに、児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業務に対する手当の金額を8,000円（現行 7,500円）に引き上げる。</p> <p>ウ その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>※3 担任手当が支給されることを踏まえ多学年学級担当手当を廃止。</p> <p>3 施行期日</p> <p>ア 施行期日は、令和8年1月1日とする。</p> <p>イ 所要の経過措置を講ずる。</p>

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第1条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第13条第1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。<u>以下「法」という。</u>）第3条及び第6条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件についての特例並びに教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第13条第1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件についての特例並びに教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置を定めるものとする。</p>
<p>(教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 義務教育諸学校等の教育職員（職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）別表第3のア教育職給料表（1）又はイ教育職給料表（2）の適用を受ける者に限る。第3項及び第6条において同じ。）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の1級、2級又は特2級である者には、その者の給料月額の<u>100分の10</u>に相当する額の教職調整額を支給する。<u>ただし、当該教育職員が法第3条第1項に規定する指導改善研修被認定者（以下単に「指導改善研修被認定者」という。）である場合はこの限りでない。</u></p>	<p>(教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 義務教育諸学校等の教育職員（職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）別表第3のア教育職給料表（1）又はイ教育職給料表（2）の適用を受ける者に限る。第3項及び第6条において同じ。）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の1級、2級又は特2級である者には、その者の給料月額の<u>100分の4</u>に相当する額の教職調整額を支給する。</p>
<p>2 略</p> <p>3 義務教育諸学校等の教育職員（管理職手当を受ける者及び指導改善研修被認定者を除く。第6条において同じ。）については、給与条例第13条及び第14条の規定は、適用しない。</p>	<p>2 略</p> <p>3 義務教育諸学校等の教育職員（管理職手当を受ける者を除く。第6条において同じ。）については、給与条例第13条及び第14条の規定は、適用しない。</p>
<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p><u>(教職調整額の計算等の特例)</u></p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>

5 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から 同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から 同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から 同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から 同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から 同年12月31日まで	100分の9

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(義務教育等教員特別手当)	(義務教育等教員特別手当)
第16条の8 義務教育諸学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に勤務する教育職員には、 <u>これらの者が分掌する人事委員会規則で定める校務の種類（次項において「校務類型」という。）に応じて、義務教育等教員特別手当を支給する。</u>	第16条の8 義務教育諸学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。
2 義務教育等教員特別手当の月額は、 <u>8,600円</u> を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じ、 <u>校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会規則で定める。</u>	2 義務教育等教員特別手当の月額は、 <u>8,000円</u> を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。
3～5 略	3～5 略
別表第3 教育職給料表（第3条関係） ア 教育職給料表（1）	別表第3 教育職給料表（第3条関係） ア 教育職給料表（1）
略	略
備考	備考
1 略	1 略
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものに対する給料月額の欄の適用については <u>同欄に定める額に11,700円を</u>	2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものに対する給料月額の欄の適用については、 <u>同欄に定める額に7,700円を</u>

<p>それぞれ加算した額とし、職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものに対する給料月額の欄の適用については同欄に定める額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。</p> <p>3 この表の定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「11,700円をそれぞれ加算した額」とあるのは「8,200円をそれぞれ加算した額」と、「4,000円をそれぞれ加算した額」とあるのは「2,800円を加算した額」と読み替えるものとする。</p> <p>イ 教育職給料表(2)</p> <table border="1" data-bbox="262 720 794 765"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものに対する給料月額の欄の適用については同欄に定める額に11,500円をそれぞれ加算した額とし、職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものに対する給料月額の欄の適用については同欄に定める額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。</p> <p>3 この表の定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「11,500円をそれぞれ加算した額」とあるのは「8,100円を加算した額」と、「4,000円をそれぞれ加算した額」とあるのは「2,800円を加算した額」と読み替えるものとする。</p>	略	<p>それぞれ加算した額とする。</p> <p>3 この表の定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「7,700円をそれぞれ加算した額」とあるのは「5,400円を加算した額」と読み替えるものとする。</p> <p>イ 教育職給料表(2)</p> <table border="1" data-bbox="865 720 1394 765"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものに対する給料月額の欄の適用については、同欄に定める額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。</p> <p>3 この表の定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「7,500円をそれぞれ加算した額」とあるのは「5,200円を加算した額」と読み替えるものとする。</p>	略
略			
略			

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 多学年学級担当手当</u></p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p>

(12) 略
(13) 略
(14) 略
(15) 略
(16) 略
(17) 略
(18) 略
(19) 略
(20) 略
(21) 略
(22) 略
(23) 略

(13) 略
(14) 略
(15) 略
(16) 略
(17) 略
(18) 略
(19) 略
(20) 略
(21) 略
(22) 略
(23) 略
(24) 略

第12条 削除

(多学年学級担当手当)

第12条 多学年学級担当手当は、公立の小学校、中学校又は義務教育学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を引き続き1週間以上担当する指導教諭、教諭、助教諭及び講師のうち次の各号に掲げる者を除く者（以下この条において「教諭等」という。）が、当該学級における授業又は指導業務に従事したときに支給する。

(1) 納入条例第7条の2の規定に基づき管理職手当を受ける者

(2) 2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級における担当授業時間数（通常の状態の1週間の担当授業時間数をいう。以下この項において同じ。）がその者の担当授業時間数の2分の1に満たない者

(3) 2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級における担当授業時間数が12時間に満たない者

2 前項の手当の額は、教諭等が勤務した日1につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 3の学年の児童又は生徒で編成されている学級における授業又は指導業務350円

(2) 2の学年の児童又は生徒で編成されている学級における授業又は指導業務290円

(教員特殊業務手当)

第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表（1）又はイ教育職給料表（2）の適用を受ける職員

(教員特殊業務手当)

第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表（1）又はイ教育職給料表（2）の適用を受ける職員

<p>に限る。) が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの ア・イ 略</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>前項第1号の業務</u> 業務に従事した日1日につき8,000円</p> <p style="margin-left: 40px;">(2) 略</p> <p style="margin-left: 40px;">(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p>に限る。) が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの ア・イ 略</p> <p style="margin-left: 40px;">乙 <u>児童又は生徒に対する緊急の補導業務</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>前項第1号アの業務</u> 業務に従事した日1日につき8,000円</p> <p style="margin-left: 40px;">(2) <u>前項第1号イ又はウの業務</u> 業務に従事した日1日につき7,500円</p> <p style="margin-left: 40px;">(3) 略</p> <p style="margin-left: 40px;">(4) 略</p> <p>3 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。
(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に、第3条による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例第12条第1項又は第23条第1項第1号イ若しくはウに規定する業務に従事した場合の多学年学級担当手当又は教員特殊業務手当の支給については、なお従前の例による。